

令和5年神審第25号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年2月8日09時50分

播磨灘東部

2 船舶の要目

船 種 船 名	漁船A	漁船B
総 ト ン 数	4.1トン	1.3トン
登 録 長	11.00メートル	8.08メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	191キロワット	
漁船法馬力数		45

3 事実の経過

Aは、船体やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪及びGPSプロッターを、その右舷側に機関遠隔操縦装置を、左舷側に魚群探知機をそれぞれ装備したひき縄漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年2月8日05時40分兵庫県明石港の係留地を発し、同港西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、06時20分目的の漁場に到着して操業を行ったのち、帰途に就くこととし、09時30分同漁場を発進して明石港西方沖合を東行し、09時43分半僅か過ぎ江井ヶ島港西防波堤灯台から189度（真方位、以下同じ。）2.18海里の地点で、針路を075度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の操縦席に座った姿勢で操船に当たっていたところ、左舷船首方に南下する船舶を認め、同船の動きを見ながら続航した。

a受審人は、09時47分江井ヶ島港西防波堤灯台から174.5度2.03海里の地点に達したとき、右舷船首10度810メートルのところにBを視認することができ、その後同船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、左舷船首方に認めていた

船舶の動きを見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったもので、この状況に気付かず、Bを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けることなく進行した。

こうして、a 受審人は、同じ針路、速力で続航し、09時50分僅か前右舷船首至近にBを認めたものの、どうすることもできず、09時50分江井ヶ島港西防波堤灯台から160度2.00海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷船首がBの左舷中央部に後方から47度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体やや後方に操舵区画を配し、同区面前部右舷側に機関遠隔操縦装置を、同部左舷側に舵輪及び魚群探知機をそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備えたひき縄漁業に従事するFRP製漁船で、b 受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.15メートル船尾1.05メートルの喫水をもって、同日07時00分兵庫県林崎漁港の係留地を発し、同漁港西方沖合の漁場に向かった。

ところで、Bが行うひらめを対象としたひき縄漁は、重さ約0.4キログラムの錘を取り付けた長さ15メートルないし20メートルのテトロン製釣り糸の下端から上方約6メートルのところに、長さ4メートルで疑似餌を付けたナイロン製釣り糸を約4.8メートル間隔で10本取り付けた長さ約45メートルのナイロン製幹糸をつないだ漁具を、2ノット前後の速力で前進しながら船尾部から海中に投入して同じ速力のまま10分間ないし15分間曳いた後、漁具を引き揚げ、漁獲したら再度海中に投入し、操業と移動を繰り返すもので、その操縦性能が制限されるものではなかった。

b 受審人は、07時20分目的の漁場に到着して操業と移動を繰り返し行い、09時45分江井ヶ島港西防波堤灯台から163.5度2.12海里の地点で、投縄作業を行うこととし、針路を028度に定め、2.1ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b 受審人は、操舵区画後方右舷側で立った姿勢で続航し、09時47分江井ヶ島港西防波堤灯台から162度2.08海里の地点に達したとき、左舷正横後33度810メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、操業中の自船を他船が避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b 受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても機関を停止するなど、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行し、09時50分僅か前左舷至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷を生じ、のちに修理され、Bは、操舵区画が大破し、のちに廃船処理された。また、b 受審人が、右眼窩下壁骨折等を負った。

（航法の適用）

本件は、海上交通安全法の適用海域である播磨灘東部において、東行中のAと北上中のBが衝突したものであるが、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

本件時、両船は互いに他の船舶の視野の内にあり、AがBの左舷正横後22度30分を超える後方の位置から同船を追い越す態勢で接近したもので、付近には航行の支障となる障害物や他船が存在せず、衝突のお

それがある見合い関係が生じたのち、Aが避航義務を、Bが針路及び速力の保持、避航を促す音響信号及び協力動作履行の各義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があったと認められることから、本件は、海上衝突予防法第13条の追越し船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、播磨灘東部において、Aが東行中、Bが北上中、Bを追い越すAが、見張り不十分で、Bを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、播磨灘東部において、帰航のため係留地に向けて東行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷船首方に認めていた船舶の動きを見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船が追い越し衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、同船を確実に追い越し、かつ、Bから十分に遠ざかるまでその進路を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船に損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、播磨灘東部において、操業のため北上する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、操業中の自船を他船が避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船を追い越し衝突

のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して衝突を招き、A、B両船に損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月24日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広